

いいの事務所 ニュース

Iino Management & Labor Consulting Office

2016/12/10

VOL.67

● 65 歳以上も雇用保険加入対象に！

雇用保険の適用が拡大され、平成 29 年 1 月 1 日から 65 歳以上の方も雇用保険の適用となります。

現在は、65 歳の誕生日の前日以降に新たに労働者となっても雇用保険には加入できないことになっていますが、この改正により、平成 29 年 1 月 1 日以降新たに雇い入れた 65 歳以上の

労働者が「雇用保険の加入基準」を満たす場合には雇用保険の資格取得届を提出する必要があります。

また、現在雇用している 65 歳以上の労働者については、以下の点についての確認が必要となります。

①入社日が 65 歳の誕生日の前々日以前の労働者

⇒雇用保険加入手続きが行われているかどうかを確認、完了しているのであれば手続きは不要。

なお、4/1 時点で満 64 歳以上の雇用保険被保険者の保険料は免除となっています。

②入社日が 65 歳の誕生日前日以降の労働者

⇒「雇用保険の加入基準」を満たしているかどうかを確認、満たしているのであれば平成 29 年 3 月 31 日までに雇用保険加入手続きを行わなければなりません。

※『雇用保険の加入基準』

- ① 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上
- ② 31 日以上の雇用見込がある

なお、雇用保険料の徴収については、今回新たに手続きを行った被保険者も引き続き雇用保険に加入している被保険者も平成 31 年度までは免除となっています。つまり、平成 32 年 4 月からは、すべての雇用保険被保険者から「保険料」を徴収することとなります。平成 29 年 1 月 1 日からは 65 歳以上の雇用保険被保険者は、「高年齢被保険者」として離職した場合は「高年齢求職者給付金」が支給されます。この「高年齢求職者給付金」は、老齢年金受給との併給

が可能となっています。

支給額は、一時金で雇用保険の被保険者期間が 1 年未満であれば、基本手当日額の 30 日分、1 年以上の場合は基本手当日額の 50 日分となっています。基本手当日額は、離職前 6 か月の賃金総額を 180 で割った額のおよそ 50%から 80%となっています。

65 歳以上の労働者がいる事業所につきましては、この新しい雇用保険の手続を忘れずに。

● 「社会保険の加入基準」が変わっています！

従来のパート、アルバイト等、短時間労働者の社会保険（健康保険・厚生年金保険）については、「1 日または 1 週の所定労働時間」および「1 月の所定労働日数」が通常の労働者（いわゆる正社員）のおおむね 4 分の 3 以上であるかどうかを判断基準としてきました。

しかしながら、平成 28 年 10 月 1 日より短時間労働者に対する社会保険の適用拡大が実施さ

れ、以下の①～⑤の要件すべてに該当する短時間労働者は、社会保険に加入することになりました。

- ① 常時 501 人以上の企業（特定適用事業所）に勤めていること
- ② 週の所定労働時間が 20 時間以上あること
- ③ 雇用期間が 1 年以上見込まれること
- ④ 賃金の月額が 8.8 万円以上であること
- ⑤ 学生でないこと

また、今回の適用拡大にともない従来の基準についても変更となり、「1週の所定労働時間」および「1月の所定労働日数」が正社員の4分の3以上ある場合には、被保険者として取り扱われることになりました。つまり、1日の所定労働時間については、加入基準から外れたこととなります。

今後は、社会保険の加入基準に関しては

● 「仕事と育児の両立」を考える前に！

今、企業には職場における女性の活躍を進めていくことが求められています。この問題を考えるには避けては通れない課題が「仕事と育児の両立」です。当事務所では、この問題に積極的に関わってまいりました。それは、実際当事務所が抱えた問題だったからです。

初めて採用した女性労働者が入社3か月後に妊娠の告白、それから4か月毎に計3回の同様な告白があった当事務所ならではの、実体験を踏まえた著書、「経営者にとっての初めての育児—そして誰もいなくなった」。

「501人以上の企業」と「500人以下の企業」とで違う2つの要件があると考えられます。なお、「501人以上の企業」特定適用事業所に該当する場合は、年金事務所から「特定適用事業所該当通知書」が送付されます。この「通知書」が届いた場合は、新たな加入基準を用いて社会保険の加入手続きを進めていくこととなります。

少ない人数の中、みんなで助け合って乗り越えてきたリアルな話やそこで気付いた課題点をまとめた著書となっています。これから女性を積極的に登用していこうという企業の経営者の方にぜひ読んでいただきたい一冊です。

いいの事務所ニュースをご覧いただいている皆さまには定価1000円のところ、2割引きの800円(送料込み)で販売いたします。ぜひこの機会にお買い求めください。ご希望の方は、電話03-6661-6597またはoffice@sr-iino.comにご連絡下さい。



【冬期休暇のお知らせ】

【休業期間】 2016年12月29日(木)から2017年1月4日(水)

「女性活躍推進」「働き方改革」「同一労働同一賃金」等、労務管理に関する課題は年々複雑になってきています。課題解決に当たっては、経験と実績の当事務所をご活用頂けますようお願いいたします！来年も引き続きよろしくお願いたします。